

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 5 5 号

平成 27 年 4 月 1 日

水 曜 日

目 次

告 示

○経営企画部振興課関係補助金交付要綱

(振興課) 2

告 示

四日市港管理組合告示第 5 号

経営企画部振興課関係補助金交付要綱を次のように定めます。

平成 27 年 4 月 1 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

経営企画部振興課関係補助金交付要綱

(補助金の名称等)

第 1 条 四日市港管理組合補助金等交付規則（平成 18 年四日市港管理組合規則第 7 号。以下「規則」という。）第 23 条の規定に基づく経営企画部振興課関係補助金の名称、目的、交付の対象、交付の事務又は事業（以下「補助事業等」という。）の内容及び補助額又は補助率は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(証拠書類の保存)

第 2 条 経営企画部振興課関係補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る帳簿その他の証拠書類を、当該補助事業等完了後 5 年間保存しておかなければならない。ただし、管理者が補助金の区分に応じ、特にその期間を指定したときは、当該指定期間によらなければならない。

(添付書類等)

第 3 条 経営企画部振興課関係補助金の交付申請書の提出時期及び添付資料その他補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 次に掲げる告示（以下「旧告示」という。）は、廃止する。
 - (1) 四日市港グリーン物流促進補助金交付要綱(平成 21 年四日市港管理組合告示第 6 号)
 - (2) 基幹航路等コンテナ船寄港誘致事業補助金交付要綱（平成 22 年四日市港管理組合

告示第 11 号)

- 3 旧告示の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表（第 1 条関係）

| 区分 | 補助金の名称 | 補助金の交付の目的 | 補助事業等の内容 | 補助額又は補助率 | 交付の対象 |
|----|------------------------|--------------------------------------|---|----------|-------|
| 1 | 四日市港グリーン物流促進補助金 | 四日市港の利用を促進し、コンテナ貨物輸送から生じる環境負荷の低減を図る。 | 四日市港を利用することによって陸上輸送距離を短縮する等、貨物輸送時に発生する二酸化炭素排出量を削減又は抑制しようとする事業に取り組むために負担する物流経費 | 別に定める。 | 荷主企業等 |
| 2 | 基幹航路等コンテナ船寄港誘致事業補助金 | 四日市港に寄港する基幹航路等のコンテナ定期航路の確保を図る。 | 新たに開設された基幹航路、東北・華北航路又は華東航路において、四日市港での船舶の入出港及び四日市港における貨物取扱に要する経費 | 別に定める。 | 外航船社 |
| 3 | 四日市港利用拡大支援補助金 | 四日市港の利用拡大を推進することで、コンテナ定期航路の維持・拡充を図る。 | 四日市港で揚げ積みするコンテナ貨物を一定量以上増加させたときの当該物流に要する経費 | 別に定める。 | 荷主企業等 |
| 4 | コンテナ定期航路サービス維持・拡充事業補助金 | 外貿コンテナ定期航路サービスの維持・拡充を図る。 | 四日市港をハブ港として活用、又は伊勢湾内のうち四日市港のみに寄港する際の経費 | 別に定める。 | 外航船社等 |

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
